資料３

# 合同会議報告書

１　目的

２回ずつ実施した各会議体（こども会議、若者会議、市民会議）での意見を共有しつつ、『（仮称）青梅市こども基本条例』の全体像のイメージを掴んでもらう。

また、前文と条文の両方について、より具体的な内容を検討してもらい、素案作成時の参考とする。

２　実施詳細

（1）日時

令和８年８月３０日（日）

午後２時００分から午後５時

（2）会場

青梅市役所２階２０４～２０６会議室

（3）参加者

２８名

ア　中高生　７名

イ　２９歳以下の若者　６名

ウ　３０歳以上の市民　１５名

（4）傍聴　７名

３　実施内容

（1）『（仮称）青梅市こども基本条例（案）』について説明

条例（案）の前文と条文について、各会議体の意見の反映の仕方や構成について説明

（2）グループワーク

５～６名のグループに分かれ、意見交換

４　グループワーク意見

別紙１・２参照

５　各グループ発表内容

別紙３参照

以　上

別紙１

# 合同会議グループワーク意見（前文シート）

□ はじめに

・子どもの権利は自分で選択する権利

・一人の人間としての権利がある主体であるという文

（この条例の主役はこどもであるというのは一方的な文に見える）

・大人がこどものためにどうするかを載せる

・市や大人はこどもが権利の主体として尊重される社会を実現する

ためにこどもとの対話を通じてこの条例を実行していきます

（大人の決意を入れたほうが良い）

・この条例を制定することによりどんな青梅市を目指すのかという

文言を入れる

→条文に入れたい。

・みんなに知ってもらい・・・・

修正　→　他の言葉に変える（違和感がある）

・みんなの願い：文の視点がこども目線

はじめに：大人の視点

（大人への声として書かれていたほうが本質的）

・こどもたちにとって・・・

修正　→　こども若者市民（大人）が共に考えてつくりました。

（みんなの願いの「みんな」が誰なのか上記で説明できる）

・こどもの意見を聞いて受け入れて尊重してほしい

修正　→　こどもの意見を聞いてその意見に対する大人からの

意見も聞いて尊重しあえるようにしてほしい

（片方の意見を全部聞いて尊重されるよりどっちも言い合って

どっちも尊重しあえるほうがいいから）

・こどもの意見を聞いて大人の意見も聞いてお互い受け入れて尊重する

・今後、この条例をみんなに知って・・・・

→１年ごとに見直し

（具体的にどのような会議体でどのようなプロセスで見直すのか具体化）

・こどもと一緒につくったことを明記

（意見や思いを受け止めただけではない。）

□　自分らしさ・個性・挑戦・失敗が認められ意見が尊重されること

・どんな時でもこどもを信じる大人であってほしい

（大人に信頼してもらうために何かをするわけではないため）

・失敗しても私たちにとっては貴重な経験であり、宝物だから責めて欲しくない

（失敗は成功へのヒントにつながり、ステップ過程である。）

・こどもの意見を聞いて受け入れて尊重してほしい

→修正：大人のサポートも必要だと思うのでサポートという言葉を入れてはどうか

・似たような文が多い

（ニュアンスが微妙に異なるので全部載せるということであればその旨を入れたほうがいい。）

・失敗しても私たちにとっては、宝物だから責めて欲しくない

→修正：なぐさめサポートアドバイスをしてほしい

・みんな同じでなくていい、まわりと比べないでこどもが自分らし

く生きる権利を大切にしてほしい

（同じような意味。まとめてもいいのでは？）

・修正：誰が守らなくてはいけないかが不明確。学校などの公的な施設が守ることと、親が守るべきことが混在している。明確に分けるべき。

・失敗しても～宝物だから責めて欲しくない

（宝物だから←何が宝物なのか明確に）

・失敗しても～

（大人にどうしてほしいのかを明記してほしい）

・こどもが意見しやすいような環境をつくってほしい

（そもそも意見を聞く理解する以前に意見しやすい、話しやすい環境をつくらないとこどもは自分の意見を話せない）

・「こどもの将来とかを」　→　「こどもの将来や考え方」　に修正

□ 安心安全・まちづくり・社会環境

・家の中で大人はこどもの拒否を素直に受け入れなければいけない

（こどもの自立を妨げる、家の中で居場所が無くなる）

・こどもの意見を積極的に聴き、対話をとおして青梅市を共に作ってこどもの参画を進めます

（こどもの意見を聞くから共に作るにしていくため）

・市全体、地域でこどもを見守ってほしい

（地域出の見守りが身近であり、目が届きやすい）

・「～してほしい」という文が多い

→「しなければならない」ではだめか

・市全体となってこどもを見守ってほしい

→社会も地域も行政も

□ 居場所

・家以外でこどもが健全な大人と関わる場所が欲しい

（大人も色々どの様な大人か明記したほうがいい）

・暑い中でもこどもだけで遊べる場所が欲しい

（夏のこどもの遊ぶ場所に困っているのは深刻な問題）

・地域全体で関わる居場所を作る

（～したいではなく、作るとしたい。）

・修正　→　夜間も【安全な】居場所が欲しい

（夜こそ安全な居場所があるべき）

□ 学校・教育

・勉強の内容が誰にでもわかりやすくして欲しい

（苦手な教科があるとき理解が難しい生徒が一定数いると考えたから）

・教育の場は学校だけでなく、多様な学びの場を

（文言が学校が主体となっている）

・（　）の中を消し、こども時代の成功体験と失敗してもまた挑戦することが重要

・学校（ならびにフリースクール）で得意なことを活かせる場を設けて欲しい

（学校のみであると、不登校のこどもの得意なことを活かせる場がなくなってしまうから。教員の負担が大きくなりやすいから。）

・こどもが主役というが具体的にどんな権利と義務を想定している

のか？

例）校則は毎年こどもたちが見直して作り上げる

・自分が一番になり、中心になって活動ができる場

修正　→　上記の内容が良いと捉えられる。一番じゃなくても得意を認められる場。自分が夢中になれることができる場。

・学校で得意な～（小さいころに一番に中心になって）

修正　→　競争や争いを助長する、輝ける場などの表記が良い

□ いっぱい遊んでいっぱい休む

・削除　→　ゆったりゆっくり時間が流れる・・・・

（休むがゆったりゆっくり時間が流れることと違う）

□ 追加

・大人がこんな風に保障します

（前文に大人が保証していくことも載せる。こどもの願いも両方載せる。）

・おとなの決意

□　全体通して

・こどもが希望する内容と表現になっているが、本来は子どもの権利を確保するために大人が努める内容、表現にすべき

・全ての項目に他の行政にはない内容や表現を入れる

（他の行政条例文のいいとこどりではなく、前回の会議で出た青梅らしさ、特徴がみられない）

・「こども」、「子ども」、「子供」の表記を統一。　同様の意見もう一つあり

・こどもの思いと大人の決意を分けて入れたい

→して欲しい～を並べているので大人の決意サポートの視点も入れたい。富田林市のおとなの決意をそのまま入れては？

・①～⑤の順番再検討

・全体の主語を入れる

（誰が述べているのか不明、大人がこどもにむかって宣言するのかこどもが宣言するのか両方なのか）

・「○○してほしい」という文になっている

→「○○する」「○○を目指す」という能動的な文にしたい。

（条例の前文というよりもこども若者から大人世代あるいは管理する側とか為政者への要求文に読める）

・大人側を否定する表現は避け何が理想なのかポジティブな文にしてほしい。

・こどもはこう思っている　→　大人はこうします　という構成にする

（現状要望書になっており、見方によってはわがままを言っている様に見える。富田林市の例を参考に。）

・こどもも大人も平等に評価尊重してほしい

（全体的にこどもの尊重のみ書かれており、大人の否定が目立つため）

別紙２

# 合同会議グループワーク意見（条文シート）

## □　第１章　総則

・基本理念を追加

（用語の意味だけでなく、この条例の基本となる考え方を示す。どんな思想をもとに制定されたかを示しておく）

・前文の「こども」　→　「すべてのこども」　以下こどもというなどと説明文を入れる。

## □　第２章　子どもの権利

・第２章　子どもの権利　→　子どもの権利の保障

（権利の説明ではなく、権利を保障することについての条例）

・第７条　「市民の役割」を追加する

（普及：わかりやすく身近に感じる広報（ロゴ・シンボルなど）

・第７条　内容：「大人もこどもも権利について学ぶ」

（まずは大人が学ぶ、教員もこどもと学ぶ）

・「青梅市は子育てを大切にする市です。」と宣言する。

・第３条　「学ぶ権利」を追加

（遊ぶ権利があるなら学ぶ権利も）

・子どもの権利を子どもの権利条約をもとにまとめる

・町田と同様にする。青梅市の第３条～第７条を町田市の第３条～第６条の内容に分ける

・各条から「保障」を削除

別紙２

□　第３章　こども施策とこどもにやさしいまちづくりの推進

・第８条　「虐待の防止」　→　「虐待・体罰の防止」

・第８条・第９条　対応だけでなく防止をしっかり

（事後対応だけのように感じる）

・第１２条　削除（他と重複）

・見出し　「有害または危険な環境からの保護」　を追加

・見出し　「こどもの権利の相談及び侵害からの救済」　を追加

（具体的に相談、サポートがある旨を明記実行したい）

・見出し：こどもの居場所

内　容：こどもの意見表明の機会提供（こども会議等）

・第１２条　青梅の伝統文化の尊重（お祭り・藍染・夜具、国際交流ボッパルト、青梅の自然を大切にする）

・見出し　「青梅ならではの体験経験」　を追加

（自然が豊か、伝統文化に触れる機会を増やす、青梅のことも知れる）

・第１２条　「青梅の自然を大切にする」　を追加

（前文に青梅の自然を大切にしてほしいとあるのに入ってない）

・章の標記を修正　（保障保護権利に比べると文が弱い）

・見出し　「こどもの居場所」　→　「年齢・発達・地域に応じた居場所」　に修正

・見出し　「こどもを取り巻く環境」　追加

（対象年代に応じた家庭や学校以外の社会環境の整備が必要）

□　第４章　子どもの権利を保障する大人の責務

・章の名前変更　「大人の責務」　→　「大人の役割」

（見出しには役割と書いてある全体で統一）

・スタッフの役割について詳しく

・見出し　「育ち学ぶ施設の役割」　を追加

（施設で働く人の権利を設ける。どこからが子どもの権利の侵害なのか明記。親と子に好き放題言わせない。）

・見出し：教育委員会との連携

内　容：小中学校で話し合ってもらうための連携

・見出し：市の役割を追加

内　容：支援者居場所づくり関わる人への学びの機会の提供

（こどもに対して関わる大人の関わり方接し方が一番重要であるため）

・見出し：子どもの権利委員会の設置

内　容：委員会の設置と関係機関との連携

・見出し　施設関係者と団体の役割を追加

・見出し　子どもの権利の普及

（こどもが知らないので入れたほうが良い）

・見出し：大人の役割と責務

・見出し：「保護者の役割」を削除

（負担感が強いので、社会でこどもを育てるという方向を強めるべき）

・第１４条　内容　子どもを育てることを保護者だけでなく地域社会が担っていく必要があることがわかるように

□　第５章　条例の推進体制

・こども会議の名称の再検討

（何のための会議体なのかわかりにくい）

・第１９条　「こども会議」を「こどもの権利」の第２章へ

（意見の表明や参加だと考える）

□　追加

・章に「基本理念」を追加

→前文にある内容を受けて青梅市がどうしていくのかを明記

（前文とは別に条例内でもどのような条例か明記したほうがいい。）

・章に「こどもの参画」を追加

・第１１条　「こどもの意見表明と参画」　に変更

・章に　こどもの相談・救済を追加

・章に　「こどもの安全の確保」　を追加

内容：こどもを犯罪暴力から守るため大人が助ける。

・見出し　「権利擁護委員会」、「権利委員会」、「条例委員会」を追加

・見出し　「施策の普及推進と実施体制」　を追加

（具体的な運営体制を整備）

・１９条　「こども会議」　→　「市民会議」　に修正

内容：こどもを含む市民会議の設置

（市民全体の課題として取り組む必要がある）

□　全体

・「子ども」と「こども」の表記をそろえる

（基準は内規でも構わない）

・第３章と４章を入れ替える

（ソフト面：第２章・第４章とハード面：第３章・第５章の流れ、重要性）

・第３章と４章を入れ替える

・こどもには難しい表現がある

・こども基本条例に「権利」を入れて欲しい

（こども基本条例では曖昧、子どもの権利を守る条例であることを明確に）

・章ごとに誰が誰に向けた文なのかをはっきり書かないと意図が伝わらない

合同会議（発表内容まとめ）

| | Aグループ | Bグループ | Cグループ | Dグループ | Eグループ |
|---|---|---|---|---|---|
| **前文** | ・「こどもの思い」については記載があるが、大人の決意を別に記載した方がいい | ・「～してほしい」との文言が多いので、「～したい」という大人の意見も入れたい（特に犯罪や安全面、居場所）<br>・前文の最初に、「子どもの権利は自分で選択する権利」等の文があるといい | ・「この条例の主役はこどもたちです。こどもたちの意見や思いを受けとめて…」との記載があるが、こどもたちと一緒に作ったことを記載し、こどもの参画があることを明記できるとよい<br>・「～したい」だと見方によっては、こどもたちのわがままと捉えられる可能性があるので、どうなりたいかというビジョンを前面に押し出した語尾にすることが重要<br>・大人が勝手に決めないで、、、」や「否定するのではなく、、、」等、大人が悪者であるという印象を受けるので、「こどもと大人が平等に成長するまちにする」という視点を入れると全体的にポジティブな言い回しになるのではないか<br>・要望書のような形ではなく、こういう風に成長していきたいと言うところが見えるといい<br>・「全体となって」や「こどもの将来」など曖昧な表現があるので、具体化する必要がある | ・一番最初の文「この条例の主役はこどもたちです」という表現が漠然としているので、「全てのこどもたちです」という表現にすると、全てのこども一人一人にフォーカスした文章になる<br>・１番になることやリーダーシップになることが重要に感じてしまうので、「それぞれが活躍できる場が必要」のような表現がいい | ・全体的に似たような文章が多いので整理したほうがいい<br>・「みんなの願い」について、誰が誰に向けた願いなのか分からないので、明確にしたほうがいい<br>・前文に大人の決意を「こういう風に保障します」のような形で追加 |
| **第１章** | | | | | |
| **第２章** | ・町田市の第２章「子どもの権利」の見出しがシンプルで分かりやすいので、町田市を軸に青梅市版を作成する（こどもが見ても分かりやすい） | | ・保護者世代だけでなく、子育てが終わった世代の市民の役割にもついても明記し、地域全体で推進していく（推進体制にも関わる） | | ・第３条に「学ぶ権利」を追加（学校で勉強するだけではなく、他の学びにつながることは全て） |
| **第３章** | ・第４章へ変更（第１章～第３章は町田市の構成を参考にし、第４章に青梅市案の第３章「子ども施策と子どもにやさしまちづくりの推進」、第５章は「条例の推進体制」）<br>・内容に、「健康維持および促進」、「良好な環境での育ちを支援」、「自然豊かな環境をいかした暮らし教育」を追加 | | ・虐待やいじめについては予防や防止を明記 | | ・第１１条の見出しについて、「反映」ではなく「参画」に変更した方がいい（こどもが参加していることをはっきりと明記してほしい）<br>・第１２条「健康と環境」について、青梅の伝統文化やお祭り、ドイツポッパルトの交流等を守ることを追記（追記する場所については検討） |
| **第４章** | ・見出しに「子どもの権利の普及」、「権利の侵害からの相談・救済」を追加 | ・町田市の第９条「施設関係者の責務」を参考に追記 | | | ・第１４条「保護者の役割」について、内容が強烈に感じたので、保護者の役割はもちろんだが、文言を「市民の役割や大人の役割」に変更して、青梅は大人がみんなでこどもを守ろうよという感じにしたらいい |
| **第５章** | | | ・こども会議が何のための会議なのか名前だけではわかりづらいので、条例を見直すための会議体だと想定すると、推進体制ではなく、４本柱の１つの「参画」として「こどもが権利を主張する場」として第２章に移せるといい | | ・こども会議の記載があるが、実体としてこどもだけの会議が無いので、「こども会議」はこどもだけの会議にし、「こどもを含む市民会議」を追記すれば良いと思う |
| **全体・その他** | | ・居場所があるから安全ではなく、「安全な居場所」がほしい<br>・こどもの「参画」というワードが無いため入れてほしい | ・条例が何を目指して、どういったものなのかがわかりづらいので、「子どもの権利についての条例」についてであるということを明記するべき<br>・「こども基本条例」という名前がわかりづらいので、「子どもの権利」という言葉が入ると良い<br>・条文に、基本理念を追記<br>・こどもの「子」や「責務と役割」など表現の統一が必要<br>・こどもにとって難しい表現などがあるので、ふりがなを振るなどして、こどもにも内容が分かるようにした方がいい | ・他市の例にあったように、「子どもの権利擁護委員会」のような機関があると、行政が子どもの権利にどうアプローチしていくのかが明確になる | ・「青梅の自然を守ること」が、前文に記載があるのに条例には記載が無いので文章化してほしい |

**こども条例前文**

## ○ はじめに

この条例の主役は、こどもたちです。こどもの意見や思いを受け止めて、こどもたちにとって最も良いことは何かを考えてつくりました。

今後、この条例をみんなに知ってもらい、みんなで話し合いをして、時代に合った新しい条例になるように１年ごとに見直しをしていきます。

## ○ みんなの願い

### ①～自分らしさ・個性・挑戦・失敗が認められ意見が尊重されること～

・みんな同じでなくていい。こどもが自分らしく生きる権利を大切にしてほしい。

・周りと比べないで、一人一人の個性を大切にして１人の人間として認めてほしい。

・どんなことも、ただ否定するんじゃなくて理由や事情を聞いて理解してほしい。

・こどもがこどもらしくできるようにして欲しい。

・どんな道を選んでも、応援してほしい。（はじめからできないと決めつけてほしくない。まずやってみたい。挑戦したい。）

・こどもの将来とかを大人は勝手に決めないで、話し合い、応援してほしい。

・こどもを放置したり過干渉せず、子どもの選択を支えてほしい。

・失敗しても私たちにとっては宝物だから、責めてほしくない。

・大人がこどもの選択を潰すんじゃなくて、未来を作る手助けをしてほしい。（自分にできることはやるけど、ひとりでできない事は手伝ってほしい。）

・子どもの頃に認められると大人になった時の自信につながる。子どもの頃に否定されると大人になったときの不信につながる。否定しないでほしい。

・こどもの意見を聞いて受け入れて尊重してほしい

### ②～安心安全・まちづくり・社会環境～

・こどもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守ってほしい、生きていくために守られたい。

・市全体となって子どもを見守ってほしい。
・犯罪、暴力、いじめ、虐待などがない安心して暮らせるまちや社会にしてほしい。
・あらゆる差別を無くしてほしい。
・家の中でも外でも、大人もこども同士でも、こどものプライバシーを守ってほしい。
・青梅の自然を大切にして欲しい。
・ごみのないきれいなまちにしてほしい。

**③～居場所～**

・得意なこと好きなことに思いっきり熱中したり、友達とおしゃべりしたりできる場所をつくってほしい。
・家以外で、子供が大人と関わる場所がほしい。
・大人の目から離れたこどもだけの場所がほしい。
・家や学校以外で安心できるような場所を増やしてほしい
・夜間の居場所もほしい。

**④～学校・教育～**

・様々な体験、経験ができるようにしてほしい。
・自分のペースで学ばせてほしい。（休みたいと思った時には休めるように、他の人と比べたりしないで自分のペースで。）
・学校で得意なことを活かせる場をもうけてほしい。（小さい頃に自分が一番になったり、中心になって活動ができる場）こども時代の成功体験が重要。現状スポーツ、勉強、委員会ぐらいしかない。

**⑤～いっぱい遊んでいっぱい休む～**

・こどもには遊んだり休んだりする権利がある。その権利を大切にしてほしい。
・今日を全力で遊ばせてほしい。
・十分に休みが取れるようにしてほしい。
・ゆったりゆっくり時間が流れる青梅時間をつくってほしい。

| | ①町田市 | ②武蔵野市 | ③西東京市 | ④中野区 | ⑤富田林市 | ⑥狛江市 | ⑦日野市 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 条例名 | 町田市子どもにやさしいまち条例 | 武蔵野市子どもの権利条例 | 西東京市子ども条例 | 中野区子どもの権利に関する条例 | 富田林市こどもの権利条例 | 狛江市子どもの権利条例 | 日野市子ども条例 | 条例名 |
| 制定日 | 令和5年12月28日 | 令和5年3月22日 | 平成30年9月19日 | 令和4年3月28日 | 令和8年7月1日 | 令和8年4月1日 | 平成20年6月26日 | 制定日 |
| 目次 | あり | あり | あり | あり | あり | あり | あり | 目次 |
| 前文 | あり | あり | あり | あり | あり | あり | あり | 前文 |
| | 第１章：総則 | 第１章：総則 | 第１章：総則 | 第１章：総則 | 第１章：総則 | 第１章：総則 | 第１章：総則 | |
| 第１条 | 目的 | 目的 | 目的 | 目的 | 目的 | 目的 | 目的 | 第１条 |
| 第２条 | 定義 | 言葉の意味 | 言葉の意味 | 用語の意味 | 定義 | 定義 | 定義 | 第２条 |
| | 第２章：子どもの権利 | 第２章：保障すべき子どもの権利 | | | | 第２章：子どもの権利 | | |
| 第３条 | 生きる権利 | 子どもにとって大切な子どもの権利 | 市等の役割 | 基本理念 | 基本理念 | 基本となる権利 | 基本理念 | 第３条 |
| | | | | | 第２章：こどもの権利 | | | |
| 第４条 | 育つ権利 | 子どもの権利の普及啓発 | 連携 | 区の役割 | こどもの権利の保護 | 生きる権利及び成長・発達する権利 | 市の責務 | 第４条 |
| | | | 第２章：子どもの生活の場における支援と支援者への支援 | | 第３章：こどもの権利を保障するための責務および役割 | | | |
| 第５条 | 守られる権利 | 子どもの権利を学ぶ機会の保障 | 保護者と家庭への支援 | 区民の役割 | 共通の責務 | ありのままでいられる権利 | おとなの責務 | 第５条 |
| | | 第３章：子どもの権利を保障するための役割 | | | | | | |
| 第６条 | 参加する権利 | 市の役割 | 育ち学ぶ施設とその職員への支援 | 育ち学ぶ施設および団体の役割 | 市の責務 | 自分で自分のことを決める権利 | 親又は親に代わる保護者の責務 | 第６条 |
| | 第３章：子どもの権利を保障する大人の責務 | | | | | | | |
| 第７条 | 大人の責務 | 市民の役割 | 地域と市民への支援 | 事業者の役割 | 保護者の役割 | 意見表明及び参加・参画する権利 | 関係者の責務 | 第７条 |
| | | | 第３章：子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進 | | | 第３章：子どもの権利を保障するためのまちづくり | | |
| 第８条 | 保護者の責務 | 保護者の役割 | 虐待の防止 | 中野区子どもの権利の日 | 市民等の役割 | 大人の役割 | 子どもの責務 | 第８条 |
| | | | | 第２章：子どもの権利の保障 | | | | |
| 第９条 | 施設関係者の責務 | 育ち学ぶ施設の役割 | いじめその他の権利侵害への対応 | あらゆる場面における権利の保障 | 育ち学ぶ施設等の役割 | 保護者の役割 | 支援・連携 | 第９条 |
| | | 第４章：子どもを支える人々への支援 | | | 第４章：こどもの権利を保障するまちづくりの推進 | | | |
| 第１０条 | 地域住民の責務 | 保護者と家庭への支援など | 子どもの貧困の防止 | 家庭における権利の保障 | こどもの権利の周知及び啓発 | 施設関係者の役割 | 日野市子ども条例の日 | 第１０条 |
| | | | | | | | 第２章：子どもの権利 | |
| 第１１条 | 事業者の責務 | 育ち学ぶ施設への支援 | 健康と環境 | 育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障 | こどもの権利侵害の防止および救済 | 団体の役割 | 子どもの権利 | 第１１条 |
| 第１２条 | 市の責務 | 市民活動への支援 | 子どもの居場所 | 地域社会における権利の保障 | こどもの意見表明および参加 | 市の役割 | 生きる権利 | 第１２条 |
| | 第４章：子どもの権利の普及 | 第５章：子どもにやさしいまちづくりの推進 | | 第３章：子どもにやさしいまちづくりの推進 | | 第４章：基本となる施策 | | |
| 第１３条 | 子どもの権利の普及 | 自分らしく居られる場所 | 子どもの意見表明や参加 | 子どもの意見等の表明および参加 | こどもの相談 | 虐待の防止 | 育つ権利 | 第１３条 |
| 第１４条 | 権利の侵害からの救済 | 年齢、発達などに応じた居場所 | 子どもの権利の普及 | 子ども会議 | こどもの権利を保障する施策の推進 | いじめの防止 | 守り守られる権利 | 第１４条 |
| | | | 第４章：子どもの相談・救済 | | 第５章：こどもの権利の擁護及び救済 | | | |
| 第１５条 | 有害又は危険な環境からの保護 | 多様な学びの場 | 子どもの権利擁護委員の設置 | 虐待、体罰等の防止 | 富田林市こどもの権利擁護委員会の設置 | 子どもが安心・安全に育ち、生活できる環境づくり | 参加する権利 | 第１５条 |
| | | | | | | | 第３章：相談・救済 | |
| 第１６条 | 子どもの居場所づくり | 子どもからの相談 | 定数と委嘱の基準 | いじめその他の権利の侵害の防止 | 相談・調査専門員 | 子どもの居場所づくり | 相談・救済 | 第１６条 |
| | | | | | | | 第４章：施策の推進 | |
| 第１７条 | 子育て家庭等への支援 | 子どもの意見表明 | 任期 | 貧困の防止 | 第６章：条例の推進 | | 基本施策 | 第１７条 |
| | | | | | 計画 | 意見表明及び参加・参画の促進 | | |
| 第１８条 | 意見表明及び参画の促進 | 子どもの参加 | 相談・調査に関する専門員の設置 | 有害または危険な環境および情報からの保護 | 評価および検証 | 相談体制 | 推進計画 | 第１８条 |
| 第１９条 | 子どもへの情報発信 | 子ども一人ひとりに合わせた支援 | 擁護委員の職務 | 居場所づくり | 関係機関との連携ならびに施策および計画との整合 | 子育て家庭への支援 | 推進体制 | 第１９条 |
| | 第５章：施策の推進 | | | 第４章：子どもに関する取組の推進および検証 | 第７章：雑則 | 第５章：施策の推進及び体制 | 第５章：日野市子ども条例委員会 | |
| 第２０条 | 計画の策定及び公表 | 子どもからおとなへの移行支援 | 要請や意見表明の尊重 | 子どもに関する取組の推進 | 委任 | 条例の普及・啓発 | 日野市子ども条例委員会 | 第２０条 |
| | | 第６章：子どもの安全と安心の確保 | | | | | | |
| 第２１条 | 検証 | 子ども安全 | 擁護委員の独立性の確保と活動への協力 | 子どもに関する取組の推進計画の策定 | | 推進体制・効果検証 | 委員会の職務 | 第２１条 |
| | | | | | | 第６章：雑則 | | |
| 第２２条 | | 暴力、虐待および体罰の防止 | 見守り等の支援 | 中野区子どもの権利委員会の設置 | | 委任 | 提言・公表 | 第２２条 |
| | | | | | | | 第６章：雑則 | |
| 第２３条 | | いじめの防止 | 活動の報告と公表 | 権利委員会の意見の尊重 | | | 委任 | 第２３条 |
| | | | 第５章：子ども施策の推進と検証 | 第５章：子どもの権利の相談および侵害からの救済 | | | | |
| 第２４条 | | 武蔵野市いじめ防止基本方針と武蔵野市いじめ防止関係者連絡会 | 推進計画 | 中野区子どもの権利救済委員の設置 | | | | 第２４条 |
| 第２５条 | | 武蔵野市いじめ問題対策委員会 | 推進体制 | 救済委員の職務の執行 | | | | 第２５条 |
| 第２６条 | | 武蔵野市いじめ問題調査委員会 | 検証 | 救済委員への相談等 | | | | 第２６条 |
| | | 第７章：子どもの権利擁護委員 | 第６章：雑則 | | | | | |
| 第２７条 | | 武蔵野市子どもの権利擁護委員 | 委任 | 救済委員の要請および意見の尊重等 | | | | 第２７条 |
| 第２８条 | | 相談・調査専門員 | | 委任 | | | | 第２８条 |
| 第２９条 | | 権利擁護に関する必要な事項 | | | | | | 第２９条 |
| | | 第８章：条例の推進体制 | | | | | | |
| 第３０条 | | 推進計画 | | | | | | 第３０条 |
| 第３１条 | | 評価と検証 | | | | | | 第３１条 |

| | 章・条（見出し） | 内容 | 対応する前文 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | **第１章：総則** | | | |
| 第１条 | 目的 | | | |
| 第２条 | 言葉の意味 | ・こども<br>・保護者<br>・市民等<br>・団体（育ち学ぶ施設）<br>・市 | | |
| | **第２章：こどもの権利** | | | |
| 第３条 | あらゆる場面における権利の保障 | ・安心して生きる権利<br>・自分らしく生きる権利<br>・遊ぶ権利<br>・休息する権利<br>・意見を表明し、参加する権利<br>・差別されずに生きる権利 | ②こどもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守ってほしい、生きていくために守られたい。<br>①みんな同じでなくていい。こどもが自分らしく生きる権利を大切にしてほしい。<br>⑤こどもには遊んだり休んだりする権利がある。その権利を大切にしてほしい。<br>①こどもの意見を聞いて受け入れて尊重してほしい<br>②あらゆる差別を無くしてほしい。<br>など | |
| 第４条 | 家庭における権利の保障 | ・愛情を受けて育つ<br>・プライバシーの保護 | ②こどもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守ってほしい、生きていくために守られたい。<br>②家の中でも外でも、大人もこども同士でも、こどものプライバシーを守ってほしい。<br>など | |
| 第５条 | 育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障 | ・安全、安心な環境<br>・個性の尊重<br>・いじめや体罰の禁止<br>・プライバシーの保護<br>・必要な支援の提供<br>・要支援の子への支援<br>・関係機関との連携 | ②こどもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守ってほしい、生きていくために守られたい。<br>①みんな同じでなくていい。こどもが自分らしく生きる権利を大切にしてほしい。<br>②家の中でも外でも、大人もこども同士でも、こどものプライバシーを守ってほしい。<br>①大人がこどもの選択を潰すんじゃなくて、未来を作る手助けをしてほしい。（自分にできることはやるけど、ひとりでできない事は手伝ってほしい。）<br>など | |
| 第６条 | 地域社会における権利の保障 | ・安全、安心な環境<br>・意見表明の機会の提供<br>・休む、遊ぶ機会の提供 | ②こどもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守ってほしい、生きていくために守られたい。<br>①こどもの意見を聞いて受け入れて尊重してほしい<br>⑤こどもには遊んだり休んだりする権利がある。その権利を大切にしてほしい。<br>など | |
| 第７条 | 子どもの権利の普及啓発 | ・学ぶ機会<br>・積極的な周知、啓発<br>・青梅市こどもの権利の日 | （はじめに）今後、この条例をみんなに知ってもらい、話し合いをして、時代に合った新しい条例になるように１年ごとに見直しをしていきます。 | |
| | **第３章：子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進** | | | |
| 第８条 | 虐待の防止 | ・虐待への対応<br>・相談体制の整備<br>・虐待を受けたときの支援の提供<br>・関係機関との協力（早期発見）<br>・関係機関との協力（支援の提供） | ②こどもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守ってほしい、生きていくために守られたい。<br>②犯罪、暴力、いじめ、虐待などがない安心して暮らせるまちや社会にしてほしい。<br>など | |
| 第９条 | いじめその他の権利侵害への対応 | ・予防および早期発見<br>・関係機関との協力（支援の提供）<br>・再発防止 | ②こどもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守ってほしい、生きていくために守られたい。<br>②犯罪、暴力、いじめ、虐待などがない安心して暮らせるまちや社会にしてほしい。<br>など | |
| 第１０条 | 子どもの居場所 | ・居場所づくりの促進<br>・こどもの意見表明の機会提供 | ③家や学校以外で安心できるような場所を増やしてほしい<br>③得意なこと好きなことに思いっきり熱中したり、友達とおしゃべりしたりできる場所をつくってほしい。<br>①こどもの意見を聞いて受け入れて尊重してほしい<br>など | |
| 第１１条 | 子どもの意見表明や施策への反映 | ・意見表明の機会の提供<br>・こどもの活動の支援（意見表明の機会の促進）<br>・意見表明促進のための支援 | ①こどもの意見を聞いて受け入れて尊重してほしい<br>①どんな道を選んでも、応援してほしい。（はじめからできないと決めつけてほしくない。まずやってみたい。挑戦したい。）<br>など | |
| 第１２条 | 健康と環境 | ・健康維持および促進<br>・良好な環境での育ちを支援 | ②こどもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守ってほしい、生きていくために守られたい。<br>②犯罪、暴力、いじめ、虐待などがない安心して暮らせるまちや社会にしてほしい。<br>②ごみのないきれいなまちにしてほしい。<br>など | |
| | **第４章：子どもの権利を保障する大人の責務** | | | |
| 第１３条 | 市の役割 | ・保護者、育ち学ぶ施設、市民と協力・連携<br>・関係機関と協力し、こどもの権利侵害を防止、救済する<br>・他機関が役割を果たせるように支援する | （はじめに）今後、この条例をみんなに知ってもらい、話し合いをして、時代に合った新しい条例になるように１年ごとに見直しをしていきます。 | |
| 第１４条 | 保護者の役割 | ・こどもの養育に責任があることを踏まえ、こどもの権利を理解、尊重し、最善の利益を第一に考え、安心して生きる環境を育む<br>・養育、子育てに関して関係機関に相談、支援できる<br>・他機関と協力し、こどもの権利を保障するまちづくりを促進 | （はじめに）この条例の主役は、こどもたちです。こどもの意見や思いを受け止めて、こどもたちにとって最も良いことは何かを考えてつくりました。 | |
| 第１５条 | 育ち学ぶ施設の役割 | ・学び、体験、遊びを通じて、自分らしく安心して生き、育つ環境を確保<br>・他機関と協力、連携（こどもの権利を保障）<br>・他機関と協力、連携（権利侵害の防止、救済） | ④様々な体験、経験ができるようにしてほしい。<br>④自分のペースで学ばせてほしい。（休みたいと思った時には休めるように、他の人と比べたりしないで自分のペースで。）<br>など | |
| 第１６条 | 市民の役割 | ・こども権利を保障するまちづくりの推進<br>・仕事と子育ての両立（事業者） | （はじめに）今後、この条例をみんなに知ってもらい、話し合いをして、時代に合った新しい条例になるように１年ごとに見直しをしていきます。 | |
| | **第５章：条例の推進体制** | | | |
| 第１７条 | 推進計画 | ・こども計画の制定<br>・こども施策のについての計画<br>・計画策定のために、こどもの意見聴取、機会の提供<br>・条例促進のために調査、結果公表 | （はじめに）今後、この条例をみんなに知ってもらい、話し合いをして、時代に合った新しい条例になるように１年ごとに見直しをしていきます。 | |
| 第１８条 | 評価と検証 | ・青梅市こども・子育て会議にて意見聴取<br>・こどもの意見聴取、機会提供<br>・結果公表、改善を行う | （はじめに）今後、この条例をみんなに知ってもらい、話し合いをして、時代に合った新しい条例になるように１年ごとに見直しをしていきます。 | |
| 第１９条 | こども会議 | ・こども会議の設置<br>・こどもの意見を尊重<br>・こどもの自主性、自発性の尊重<br>・こども会議への必要な支援 | （はじめに）今後、この条例をみんなに知ってもらい、話し合いをして、時代に合った新しい条例になるように１年ごとに見直しをしていきます。 | |
| 第２０条 | 委任 | ・条例の施行に必要な事項は市長が別に定める | | |

青梅市こども基本条例（仮）にかかるこども会議・若者会議・市民会議の実施結果について

１　こども会議

（１）実施日

①令和８年５月３１日（日）

②令和８年７月１９日（日）

（２）対象

市内在住の中学生・高校生

（３）参加者数

①９名

②１３名

（４）テーマ

①・子どもの権利について守られていること・守られていないことと改善点

・河辺駅周辺のこどもの居場所について

②・青梅市のこども条例に入れたい文を考えてみよう

・河辺駅周辺のこどもの居場所について

２　若者会議

（１）実施日

①令和８年６月１６日（火）

②令和８年７月１５日（水）

（２）対象

市内在住の１８～２９歳の若者

（３）参加者数

①６名

②９名

（４）テーマ

①・子どもの権利について、大切だと思うこと、守られている・守られていないことは？

・子どもの権利を保証するためにはどのような人・団体が何を

すればよいと思いますか？
・河辺駅周辺のこどもの居場所について
②・青梅市こども条例に載せたいことばや文書を考えてみよう！
・河辺駅周辺に計画している、こども・若者の居場所「具体的」にどのようになればいい？

３　市民会議
（１）実施日
①令和８年６月２４日（水）
②令和８年７月２７日（水）
（２）市内在住・在勤の３０歳以上
（３）参加者数
①１５名
②１３名
（４）テーマ
①・子どもの権利について、大切だと思うこと、守られている・守られていないことは？
・子どもの権利を保証するためにはどのような人・団体が何をすればよいと思いますか？
・河辺駅周辺のこどもの居場所について
②・青梅市こども条例に載せたいことばや文書を考えてみよう！
・河辺駅周辺に計画している、こども・若者の居場所について、「具体的」にどのようになればいい？

# 第２回こども会議　実施報告

１　会議概要

日　時：令和８年７月１９日（日）　午後２時～午後４時

会　場：青梅市役所　２階会議室

対　象：中学生、高校生等

２　会議の内容・様子

今回の会議は、１３名のこども達が参加し（飛び入り２名）、まず、条例の説明を行った後、他自治体の条例を参考に、気に入った文章にマーカーを引いてもらった。参考にした自治体は、「狛江市」、「中野区」、「日野市」、「富田林市（大阪府）」である。参加者にどこの自治体の条例が良かったを聞いたところ、狛江市が３人、中野区が０人、日野市が３人、富田林市が７人であった。

その後、条例に入れたい文章を個人ごとに考え、グループ内で共有した。

最後に河辺駅周辺に設置予定の居場所について、「具体的な」意見を出してもらった。

３　会議意見まとめ

**（1）青梅市のこども条例に入れたい文を書いてみよう**

・大人、子どもと区別しないで意見や思いを受け止めて、お互いの意見を交換したい。
・ひとりひとりを見てほしい。
・周りと比べ内で、１人の人間として認めてほしい。
・一人一人の個性を大切にしてほしい。
・自分のペースで学びたい。（休みたいと思った時には休めるように、他の人と比べたりしないで自分のペースで。
・青梅市にも遊べる場所が必要
・大人の目から外れる。子どもだけの集会場。子どもの力を信じてほしい。
・子ども達がより芸術的な活動に取り組める場所が必要だ。（自由に取り組める）

・子どもの自己表現を抑圧することはあってもならない。（お金があるとかないとか、親の理解があるかないかで差別されないでやりたいことができる環境を求めている）
・どんな道を選んでも、応援してほしい。（はじめからできないと決めつけてほしくない。まずやってみたい。挑戦したい。）
・失敗しても私たちにとっては宝物だから、責めてほしくない。
・大人が子どもの未来を潰すんじゃなくて、未来を作る手助けをしてほしい。（自分にできることはやるけど、ひとりでできない事は手伝ってほしい。）
・学校とか他の場所で大人と子ども両者が楽しめる行事的なことをやってほしい。
・得意なこと好きなことに思いっきり熱中したり、友達とおしゃべりしたりできる場所をつくってほしい。
・私たちのことを１人１人の子どもとして見て考えてほしくない。（ひとりひとりと向き合ってよく見てほしい）
・道、遊び場でごみを捨てない。
・得意なこと（芸術的なことでも、音楽とか絵とか）を活かせたり、リラックスできたり友達と遊べるような安心できる場所がほしい。
・私たち１人１人の夢や考えを受け入れて、応援してほしい。
・（学校で）得意なことを活かせる場を大人がもうける。（小さい頃から自分が一番、もしくは自分が中心となって活動する場がないと自分を表現するために非行に走ってしまうと思う。現状は、スポーツ、勉強、委員会しかないので、もっと表現できる場を設けるべき。例えば、多用な経験の体験、音楽系が少ないのでは、、、、高額な学費の心配ないようになる）
・子どもを誰１人取り残さず、幸せに生きて行けるように支える。
・（保護者が子どもを）放置したり過干渉せず、子どもの選択を支える。（保護者が相談できるところなど）
・（子どもも大人も）子どものプライバシーが守られるまち（プライバシーに関する教育をする、ＳＮＳで広がってしまった、い

じめにも繋がってしまう。）
・こどもが安心、安全に生活できるよう、大人だけでなけ、こどもの非行、犯罪に対しても厳しく取り締まってほしい。（少年法でとりしまりが甘いと感じる、２度３度くりかえすことないような環境になってほしい。）
・個性を受け入れ認めてほしい。（受け入れて、よりそい、正しい道へ導く）
・子どもの意見を聞き、尊重し、挑戦できる環境をつくる。
・いじめや差別が無く、一人一人が自分らしく生きていけるまち（ＳＮＳ、言う人が相手が傷つくと思っていない。）
・子どもの意見を聞き入れ、受け入れる。
・比べることなく１人ひとりの子どもを尊重する。
・犯罪がなく、誰もが過ごしやすい安全で安心なまち。
・スクールカウンセラー利用しづらい。あっても利用できない。まわりから見られたくない。そもそも部屋にいない。担任の先生より話しづらい。
・家や学校以外で安心できるような場所を増やしてほしい（夜も）
・子どもの意見をただ否定するんじゃなくて理由を聞いてほしい。
・（家庭内で）どんなことも否定しないで受け入れ、認めてほしい。
・この条例は１年に１度、条文を追加したり減らしたり内容を変えるための話し合いをする。
・子供が不登校になる理由に大人がなってはならない。
・自分の意見を伝えやすい環境をつくる。
・外見だけでは分からない個人の特性を、大人は何も考えずにきついことを言わないでください。理解してください。
・誰に対しての条例なのかを忘れない事。大人が考えた子供に対する条例であってはならない。子供と大人が考えた子供に対する条例になるようにする。
・（子どもの将来とかを）大人は勝手に決めないで、話し合い、応

援してほしい。

（2）河辺駅周辺のこどもの居場所について

・自分の好きなことに熱中できる時間、子どもが自分たちで決めたりやれたりすることが少ない。
・絵の具、パレット、
・話して良い場所と静かにする場所の区切りをつけてほしい。
・電子レンジ（お昼を温めて食べられる）
・パーテーションがあり、移動させて、空間を少し分けられるようにする。（１０枚くらい）
・防音室（楽器の持ち込みができる、マイク有、できればカラオケつけてほしい）
・双眼実体顕微鏡（ＮＩＫＯＮ、５～７万円くらい)、ピンセット
・家に帰れない、帰りたくない子どもに向けたフリースペース（相談できる環境も整えてほしい）
・自習室（家で勉強に集中できない子ども向け)、机、椅子、コピー機
・色んな団体が多種多様な目的で利用できる会館など
・市が使っている教科書に沿った参考書（小・中)（国語・数学・英語）
・何部屋かあって個人で借りられる無料のダンススタジオや歌を歌ったりできる部屋。
・仮眠できる部屋。
・１００人が動画を最高画質で見ても全員が快適に使えるＷｉｆｉ
・大きな部屋の半分を勉強部屋、半分を遊び部屋にして防音をしっかりしてほしい。
・小さいカフェ的な所の中に少しリラックスできるスペースなどがあるとうれしい。
・音楽やスタジオや防音室があれば部活でやってる子や音楽活動をしている子はうれしい。
・個室の自習室（１人でも自習できる、２～３人程度で教え合いができるくらいのスペース)、図書館の自習室は個室ではないため、

教え合いをしながら自習したい人に向いていない。
・音楽を皆が自由に引ける場所、音楽スタジオ（その部屋に楽器やピアノやギター等を用意する、防音室（スペース）もつける、または個室にする（できたら先生もほしい（選択式））
・冷暖房がある、フリーＷｉｆｉがある、ソファ、椅子、机があるリラックス部屋
・コンビニ！！
・防音室！！
・生ドラム、音楽スタジオ
・お花畑（カーネーション、バラ、コスモスなど）
・ＶＲゲームとかできる場所
・ミニ水族館
・サーティーワン
・カラオケ（防音室）（多ければ多く）、アイスや飲み物
・レストラン（お金を入れてボタンを押すと出てくる・それかバイキングみたいなやつ）、４人席
・遊具（公園などにある高いやつ）、水飲み場
・調理室（学校にある調理室みたいな感じ）、冷蔵庫、冷凍庫、電子レンジ、ポット
・しゃぶ葉
・フリーＷｉｆｉがあるレストラン（サイゼリヤなど）
・ソファなどのある自由スペース

# 第２回若者会議　実施報告

## １　会議概要

日　時：令和８年７月１５日（水）午後７時～９時

会　場：青梅市役所　２階会議室

対　象：１８～２９歳の若者

## ２　会議の内容・様子

会議には、申込者１０名のうち、９名（初参加４名）が参加した。年齢は、１８～２９歳の幅があり、大学生や大学院生、社会人と様々な立場の方が参加していた。第２回若者会議では、前回会議の振り返り、条例とは何か？、条例（前文）に掲載したい文章や文言を考えてもらった。また、河辺駅周辺に設置予定のこども若者の居場所についても具体的な案を出してもらった。

第２回会議も前回会議同様に、Ａグループ（５人）とＢグループ（４人）にグループ分けをして意見を出し合った。他市（富田林市、狛江市）の条例を参考に、前文に掲載したい文章や文言を考えてもらい、グループワークで、記入した意見を共有しあった。また、他グループの意見も見てもらい、良いと思った意見に「いいねシール」を貼ってもらった。

今回の会議も沢山の意見を出してもらい、前文の検討に役立つ意見が多くあった。次回の合同会議で各会議体の意見を集約し、条例の素案を作りたいと思う。

## ３　会議意見まとめ

**①青梅市こども条例に載せたいことばや文章を考えてみよう！**

（教育）

・子どもが子どものまま過ごせるように（ヤングケアラー等、小さい大人ではない）

・経験となる教育（体験学習）

・校則を変更するプロセスを作る、明記

・全てのこどもたちが平等に教育を受ける（受けられる）べき！

・放課後に自由な時間を

・市全体となって子どもを見守ってほしい
・やりたいことをやる（子ども自身で選ばせる）
・貧富の差、性別の差などあらゆる差別の禁止
・自ら進んだ道程が、未来の自分の道標になる（やりたいことやらせてね）
・自分らしく生きること（自分で考え、選んで、行動して、学ぶこと）
・差別の禁止
・自分らしく生きる権利
・相談場所の確保
・遊びや文化の参画
・大人には、こどもを見守ったり、支えたり、信頼してほしい。突き放さないでほしい。
・意見を尊重してほしい。受け止めて、認めたり、時には正してほしい。
・市全体でこども（の権利）を認め尊重する。（周知、共有）
・1人ひとりの個性を認めてほしい。（こどもだから、〇〇だからに当てはめない）
・暴力、いじめ、虐待などがない安心して暮らせる社会（支援する場、機会をつくる、見守り体制）
・選べる権利（子供の意思が尊重される）
・大人が子供を見守る！（安心できる）
・子供の声を聞いてもらえる（大人が聞く、家では言いづらいことを言える場所を作る）
・やりたいことをやらせてもらえる環境作り
・子供が自由に笑って過ごせる
・家以外で、子供が大人と関わる場所（子供も休みたい！）
・比較しない
・楽しく遊ぶ
・成長

・安心、安全
・もっと私たち（こども）が権利を主張していくべき
・主役は私たち
・今日を全力で遊ばせて下さい（音、ボール、友人関係でしばられない）
・こどもらしく（できることが良い）
・愛されること
・子どもの頃に認められると大人になった時の自信につながる。子どもの頃に否定されると大人になったときの不信につながる。（子どものやることを否定しないでね）
・失敗してもやり直せる権利（見守り、支援、歯止め等のフォローは必要）
・失敗することも許容してほしい。
・様々な体験、経験を提供していく
・大人と子どもが対等に話し合える場を
・社会全体が関心を持ち、子育て関わっていく
・これからを担う主役の世代
・魅力や自分らしさを尊重
・自分と相手の魅力や夢を比べて否定しない
・個性をいかして認め合える社会
・自分も相手もどちらの意見も否定しない
・安心してのびのび生きる
・みんな違ってみんないい
・困ったときに寄り添い合える仲間たち
・失敗してもやり直せる社会環境
・出来ても出来てなくても挑戦を受け入れてください。
・最高に自分らしい生き方をさせてほしい
・何にでもなれる場所にしてほしい
・今の時代にあった最善を一緒に考えて下さい。

**②河辺駅周辺に計画している、こども・若者の居場所「具体的」にどのようになればいい？**

・椅子と机があって、騒ぐことができればいい（エアコンも、ゲームでも動画を見るのでも人と顔をあわせることができる空間）
・お菓子の自販機都かがあると良い。遅い時間まで、長居出来ると良い。
・２４時間自習室（会員制、１０時以降は未成年不可、ＷｉＦｉ、コンセント完備）
・部屋の中に一面人工芝がある広場（寝転がったり、話したり）
・空（大きな窓がほしい、自然や『空』を感じられるような
・フェス会場を作る（青梅が盛り上がる、東京でやるフェスが少ないから知名度ＵＰに（河辺じゃなくても）つながる）
・映画を見られる場所（大人向けじゃない映画館（トイストーリー、レミーのおいしいレストラン）
・楽器演奏ブース（２階）（１階は、自分の好きな楽器を持ってきて、好きな時に音を出すことができる。こども音楽隊などの舞台もあり、２階は日本、世界の楽器を自由に使用して、楽しいことができる、アジア、ヨーロッパ、アメリカ地方などブースを分けてその世界の歴史（音楽史）等も展開する）
・夜遅くまで空いていて（条例で定めてる時間、身分確認なし）こども誰もが利用可能な自習したり、ゲームしたり、くつろげるカフェ的（飲み物を提供する、映えるやつ）な場所（コンビニの広さ位、駅近）
・自習スペース（机、コンセント、Ｗｉ－Ｆｉ、ホワイトボード、プロジェクター）
・大学生くらい（年が近いけど、少し離れた人）のスタッフ（アルバイト）とこどもが遊ぶ
・ライブやフェスが開催できる広場（ドーム型、コインロッカー有、コンビニとかの売店有）（使用しない場合は自由に貸し出し）
・遊び道具（ボールなど汎用的な道具）とスペースと見守る大人（何

をするかはこども次第、遊びは自分で）
・一人で来ても楽しめるように遊んでくれる大人
・空調設備（夏は涼めて、冬は温かい空間）
・趣味や興味などで、子ども達同士や大人もまじえて集まれる空間や機会、イベントなど
・遊べる噴水（下から水が出たり、やんだりする）
・室内のアスレチック広場（ネットやクッションが張り巡らされていて、壁にぶつかっても大した痛みではない且つ、床もクッションだから疲れやすくて体力がつく場所、奥多摩の古里小学校の目の前にある施設を想定）
・駄菓子屋さんとかミスド的な学校帰り、習い事帰りに寄れる場所（小～高）
・バスケットボールのコート、スケボーのできる環境
・芸術活動（スタジオ、大きい音を出せる場所）
・駄菓子屋（買ってすぐ食べられる場所も完備）
・涼しくしゃべれる場所、図書館より騒いでも怒られないところ
・遊ぶ（騒）（おしゃべり、ボードゲーム）と勉強（動）（勉強、読書、お昼寝？）が分かれている空間
・教員や親ではない人（大学生、ボランティア）に相談できる（聞く人も話す人も win-win）
・夜１０（～１１）時位まで開放（学校、習い事終わりに友達と会える）

# 第２回市民会議　実施報告

１　会議概要

日　時：令和８年７月２７日（月）午後７時～９時

会　場：青梅市役所　２階会議室

対　象：３０歳以上の方

２　会議の内容・様子

市民会議は、申し込み１９名のうち、１３名が参加した。グループを４つに分け、会議を実施した。

会議では、条例とは何かについて説明を行った。

次に、条例の前文に載せたい文章についてグループで話し合ってもらった。参加者たちは、こども関係に従事している方が多く、各視点からの意見をいただけた。

参考にした自治体は、「狛江市」、「中野区」、「日野市」、「富田林市（大阪府）」である。参加者にどこの自治体の条例が良かったを聞いたところ、狛江市が４人、中野区が０人、日野市が０人、富田林市が７人、良い自治体はないが１人であった。グループワークの最後には発表を行い、各グループの意見を共有した。

会議の最後に河辺駅周辺に設置予定のこどもの居場所についての意見をいただいた。

次回会議は、８月３０日（日）の合同会議である。今回出た意見やこども会議、若者会議の意見をもとにした、素案について意見をいただく。

３　会議後意見まとめ

**（1）青梅市こども条例に載せたいことばや文章を考えてみよう！**

・子どもの権利を理解する。

・こどもは大人が思い通りにしようとする存在ではない。(そのこども観をこどもにもわかるように載せたい)

・こどもが大切にされる地域のシンボルマークをつくります。(親しみやすいロゴをつくり広報に掲載し、バッチやワッペンにして啓発)

・こどもの減少をストップして地域を発展させます。
・こどもが大切にされる地域は強くて健全な地域です。
・こどもたちが生き生きのびのびしていることが、青梅市の未来を強く、たくましくしていくことにつながる。そして安心して過ごせる。
・この条例をつくりっぱなしにせず、こどもとの対話を通じてブラッシュアップさせます。
・この条例を社会の状況に合わせて、こどもと共に対話し常に見直していきます。
・こどもは地域の宝です。
・わたしたちが表現していること・言葉・しぐさ・文・ジェスチャー…それらをあたたかく受け止め応援してほしい。
・私たち市やおとなは子どもの権利を保障するために、このようなことを約束します。
・こども一人一人気持ちや想いはちがいます。その気持ちや想いに向き合ってほしい。
・意見や声を出すことが困難なこどもの思いも汲み取る。
・こどもは充分に休息をとり、必要に応じて支援や保護をうけることができます。
・こどもの意見気持ちや考えを受け止め、こどもとの対話を通じてこどもにとって最もよいことは何かを考え、その実現のためにこどもと共に努力していきます。そのための場所をつくります。
・こどもの参画を進めます。
・こどもの意見を積極的に聴き、対話を通して青梅市を共に作って参画を進めます。
・こどもが遊び、休息をとる環境をつくります。
・こどもとの対話を通じてこの条例を実行していきます。
・こどもたち一人一人の個性を認め、その尊厳が尊重されること
・こどもである私の味方になってくれる大人でいてください。
・自分で考えて決める時間をください。間違っているときはその理由を伝えてください。
・この条例ができても常にこども（私たち）の声を聴き続けて下さ

い。こどもの声が届く条例は育っていきます。「時代と共に更新される条例」
・こどもの意見や考えを否定せず、きちんとはじめから最後まで聞くことが重要であり、良き関係が生まれる
・私はこどもですが、こどもである私を信頼してくれる大人でいてください
・青梅市の街づくり構想における重要な条例であることを明記する
・条例には他行政にない「アッと」驚く内容を！
例）青梅市の学校教員は社会人経験５０％
初めて親になる保護者説明会
国際的感性を高める為の国際交流充実
・他行政の例は前文にあらず。もっと簡潔に誰の為の条例か何の為に制定するのかを解り易く表記する（具体的なルールは条文で）
・子どもの権利条約との関連性を記述する（生きる、育てる、守られる、参加する権利）
・こどもはそのおかれている状況により、差別や不利益を受けることがあってはなりません。国籍、民族、言語などにおいて少数の立場のこども、障害のあるこども、施設で暮らしているこどもは特に配慮されます。
・青梅市政のvision（理想郷）を掲げてはじまる前文構成
・他の誰かと比べるのではなく、一人の私として尊重して下さい
・みんな同じでなくていい。こどもは否定されない、管理されない、決めつけられない。大人は否定しない、管理しない、決めつけない。こどものセーフガーディング
・自由と義務。権利と責任。間違っても失敗してもやり直せるし、やり直しても否定されない。
・大人は権利について学ぶ。大人もこどもも学び続ける。
・青梅の自然を愛し、共生できるこども
・生命を尊重する
・こどもは安心して生きる権利がある、生きる権利を守る、生きていくために守られる。
・こどもの安全を重視した文書（こどもたちが事件に巻き込まれな

い環境）将来特殊詐欺に入らないように
・それぞれの持つ力を発揮しながら社会を作り、未来につなぐこどもの育ちを見守る
・大人は偉くない。大人が正しいとは限らない。
・自分の将来を自ら切り開いていけるこどもたち
・自分のことばで意見を言える子
・未来をえがける、未来を想像させる環境作り
・人のいたみが分かる思いやりのあるこどもを育てる町
・他人を思いやることのできるこどもの育成
・多様性を尊重したことば
・やさしいこどもになってほしい
・私たちがどこにいても愛しく思い誇りに感じられる故郷として地域を守る
・ごみのないまち（犯罪のないまち）
→青梅の強み！（シンガポールみたいにごみのない街で有名に。実際に２３区に比べてゴミ少なくきれいだと思う）
・こどもとの対話を通じてこどもにとって最もよいことを考え、その実現のためにこどもとともに努力
・対話ができるまち
→青梅市のあちこちで対話が自然に生まれる仕組み仕掛けがある！（条例文だけでなく具体策も同時に生まれてほしい）
・こどもたちの夢（願い）が叶うまち
→人口が少ないからこそ一人一人の声がきける。小さなことでもいいのでなるべくこどもたちの声をきいて叶えられる市でありたい
・こどものつぶやきは宝物
・自分らしく安心して過ごせる
・青梅らしさ（川、山、自然、生物など）
・差別されない。比べられない。
・１人時間がある
・暑さとか気候に合わせたこと？
・こどもを待てる。失敗も含めて見守れる大らかな青梅市

・ゆっくりする時間
・あそぼーよ青梅
・青梅時間（ゆったりゆっくり時間が流れる）
→青梅のこども条例にこんなのあるよね、大人もこどもも行きたくなるかも！
・こどもと一緒に考える
・こどもは権利の主体
・権利を認め合う

**（2）河辺駅周辺に計画している、こども・若者の居場所について、「具体的」にどのようになればいい？**

・調べものができる
・なかまと一緒に話しができるところ
・車いすでもいける
・静かにひとりでぼっとできる空間
・対話のできる大人がいる
・理解のあるスタッフ、ケースワーカー、プレイワーカーを常駐させる
・人と出会って何か新しいことを自分たちでできる町の部活動
・ニーズは個々あるのでまず何をする場なのかコンセプトが必要
・おしゃべりや簡単なことができるスペースコーナーがあると楽しみが広がる
・気軽に話しができる大人の管理者が常にいる
・中高生は将来についてアドバイスを受けられる大人のアドバイザーがいると将来の選択肢が広がる※相談コーナー
・河辺駅に行くための交通費を出してほしい。大人の送り迎えだと若者の居場所とはいえない
・Corder Dojo 青梅と手を組んで IT 人材育成する場
・ボードゲームファシリテーターがいる日がある。スペースでゲーム会ができる。そこで育った人が Fa としてゲーム会の主催者になる。
・誰が来るのかが整理されると対応策がわかるのでは

→家に居られない居たくないこども
・家が狭いので多くの友達と集える場所（大きいスペース）
・家では一人で学習できるスペースのないこども
・家族間では話せないことを共に語り合える
・中学生、高校生、１８歳以上とが分かれて過ごせる部屋とごちゃまぜの部屋
・こどもの様々な行いを覚悟を持って口出しせず見守るかつ安全を守ることができる大人。
・年に１回こどもたちの実行委員会によるフェスティバル開催
・土・日・祝日開館
・一度閉館しても良いので２２時まで利用できる
・押し入れのようなスペース（扉はないが１人になれるところ）
・高校生以上の若者で運営委員会を作る
・利用料は無料
・材料費などは補助ありで１００円くらいの自己負担あってもいい
・児童福祉の専門家が管理者となり、相談支援の研修を受けた大人がスタッフとして常駐することで安心して利用できる
・大型遊戯施設の中に児童センターを設ける
・個室でwifi、パソコンなどがありプライバシーが守れる場所（ネットカフェでこどもが予約すれば誰でも使える）
・管理者が福祉の専門家であり、こどもが心の声を言える場所
・将来のキャリアについて考えたり聞けたり相談できる場所
・青梅にある企業と交流できる。キャリア観の醸成と地元人財の発掘確保。将来戻りたい働きたいと思える関係性づくり。
・泊まれる場所。親と離れてゆっくり一人になれる空間
・チームラボみたいなテクノロジーに触れられる場所
・利用者で運営委員会をつくる
・飲み物や軽食の自動販売機
・のんびりまったりゆっくりできる空間
・楽器とかの音楽やれる部屋（防音、教えてくれる人）
・話しを聞いてくれるいつもいる大人がいて雑談できる場
・お腹がすいたら簡単なものを食べられる。あったかい飲み物